

国の債権に係る情報の公表

防衛省（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成26年度									平成27年度						平成28年度											
	管理対象債権額			消滅額						管理対象債権額			消滅額			管理対象債権額			消滅額								
	前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分			本年度発生分			前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分			本年度発生分			前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分			本年度発生分		
				うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額				うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額				うち不納欠損額					
合計	62,587	10,605	51,982	60,211	8,355	26	51,855	0	49,985	6,436	43,458	47,675	4,241	64	43,434	—	48,343	7,782	40,560	44,216	3,737	5	40,478	—			
備考	(主な歳入金債権) 返納金債権 16,620 病院等療養費債権 15,384 損害賠償金債権 12,827 公務員宿舍使用料債権 7,757			(主な歳入金債権) 返納金債権 16,485 病院等療養費債権 15,021 損害賠償金債権 11,140 公務員宿舍使用料債権 7,757						(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 15,253 返納金債権 12,488 公務員宿舍使用料債権 7,057 損害賠償金債権 5,699			(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 14,935 返納金債権 12,349 公務員宿舍使用料債権 7,057 損害賠償金債権 4,083			(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 15,515 返納金債権 11,902 公務員宿舍使用料債権 7,004 損害賠償金債権 6,522			(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 15,212 返納金債権 11,777 公務員宿舍使用料債権 7,003 損害賠償金債権 3,097								

※1 消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

※2 計数はそれぞれ単位未満切り捨てにしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

平成28年度

不納欠損額の内訳

防衛省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	8	318	8	318	(目) 病院等療養費債権 318
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	64	5,490	64	5,490	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅事項が完成し、かつ、 援用の見込み）	—	—	61	4,169	61	4,169	(目) 病院等療養費債権 3,139 (目) 返納金債権 1,030
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行 費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法の規定により債務者 が免責）	—	—	3	1,320	3	1,320	(目) 損害賠償金債権 1,320
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨 決定）	—	—	—	—	—	—	